

令和5年

南部町議会第4回定例会会議録

令和5年12月12日 開会

令和5年12月15日 閉会

山梨県南部町議会

令和 5 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 2 日

令和5年南部町議会第4回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和5年12月12日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第93号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第94号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第95号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第96号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第97号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第98号 南部町インフォメーションセンター「道の駅・とみざわ」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第99号 南部町交流促進施設「なんぶの湯」の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第100号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第101号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第102号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第103号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第104号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第105号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第106号 令和5年度南部町後期高齢医療特別会計補正予算（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	芦澤潤一郎	3番	望月小五郎
4番	塩津悟	5番	望月郁夫
6番	木内秀樹	7番	遠藤高芳
8番	高橋茂広	9番	遠藤光宣
10番	仲亀佳定	11番	小泉昇一
12番	望月光彦		

3. 欠席議員（1名）

2番 望 月 憲 之

4. 会議録署名議員

10番 仲 亀 佳 定

11番 小 泉 昇 一

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	佐 野 和 広	教 育 長	入 月 一 巳
代 表 監 査 委 員	田 中 清 一	秘 書 政 策 監	滝 基 成
会 計 管 理 者	渡 辺 幸 博	総 務 課 長	渡 辺 雄 治
企 画 課 長	杉 山 一 陽	財 政 課 長	遠 藤 一 明
税 務 課 長	仲 亀 哲 也	交 通 防 災 課 長	金 井 貴
子 育 て 支 援 課 長	岡 村 忠	福 祉 保 健 課 長	近 藤 利 成
住 民 課 長	若 林 安 彦	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐 野 郁 夫
建 設 課 課 長 補 佐	遠 藤 岳 英	水 道 環 境 課 長	遠 藤 成
デイサービスセンター所長	望 月 裕 司	健康管理センター所長	大 倉 直 也
学 校 教 育 課 長	若 林 将 基	生 涯 学 習 課 長 （兼） 公 民 館 長	遠 藤 賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹

開会 午前 9時30分

○議長（望月光彦君）

皆さんおはようございます。

令和5年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和5年も残り半月余りとなりました。国内では、自民党内の派閥の政治資金をめぐる問題が大きく取り沙汰されています。一方、世界に目を向ければ、ロシアによる軍事侵攻は長期化の一途をたどり、イスラエルとパレスチナの戦闘も、始まりからすでに2カ月が経過しましたが、停戦さえつかの間の状況が続いています。

新しい年はすぐそこまで来ていますが、つらい日々を過ごす人々に、わずかでも希望の光がさすよう祈ってやみません。

また、本町でも、インフルエンザの感染が広がりを見せています。寒さが本格的となるこの時期、皆さまには十分ご自愛いただき、健康に明るい話題の中で年末、そして新年を迎えられますようお願いしております。

さて、本定例会には条例の制定や改正など、重要な案件が提出されております。議員各位には、慎重かつ十分な審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議員各位の第4回定例会への参集にお礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和5年南部町議会第4回定例会を開会いたします。

本日、2番、望月憲之議員より、会議規則第2条第1項の規定により、欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和5年南部町議会第4回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 仲亀佳定議員および11番 小泉昇一議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの11日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに陳情1件を受理いたしました。皆さまのお手元に配付いたしましたとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和5年度会計の8月分、9月分、10月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

ここで、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施されました、令和5年度定例監査の結果について報告がありましたので、監査委員に説明を求めます。

田中清一代表監査委員。

○代表監査委員（田中清一君）

代表監査委員の田中でございます。

それでは、私から定例監査の結果に関する報告をさせていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、去る11月14日と15日の2日間、高橋茂広監査委員とともに、令和5年度の定例監査を実施いたしました。

その詳細につきましては、皆さまのお手元に配付してあります令和5年度定例監査報告書の写しをご覧くださいと思います。

それでは、監査結果の概要を申し上げます。

本年度の監査は、総務課・交通防災課・産業振興課・財政課・税務課・生涯学習課・万沢支所の7所属を対象に、本年度4月1日から10月末日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況全般と、柳島区内災害復旧工事予定地、越渡のモロコシ畑、アルカディアグラウンドと文化館、そして万沢支所について現地調査を実施し、その状況を確認いたしました。

監査の結果であります。本年度実施した各所属における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況は、全般を通じその処理状況は適正と認められました。

私ども監査委員において措置を求める事項および指摘事項はありませんでしたが、評価する事項のほか、その一部については改善または検討を要する事項が見受けられました。

その主な内容は次のとおりです。

はじめに総務課です。

令和2年度からの定員管理計画では、正職員の増員を目指していましたが、現状は定員に達していない状況です。新採用受検者の減少等により、新規採用職員の不足が生じています。

全国的な人員の減少が原因とされ、県でも民間に合わせた統一試験の見直しなどを検討しているようですが、町においても、採用方法などの創意工夫を図りながら、併せて職員の減少部分の対応についても多角的な見地に立った検討を望みます。

人事評価制度については、評価を成績率などに反映させるようにとの県の指導を考慮し、まずは管理職からの施行を検討中とのことでした。

現在の町の制度設計は、人材育成を目的としたものであることは十分理解でき、また公務員という職種ゆえの難しい面もあるかと思いますが、評価の整合性がとれているか、また、職員の理解が得られるのかを十分に検証しながら、慎重かつ適正に取り組んでいただきたいと思います。

また人材育成においては、職員一人ひとりの資質と意欲の向上が不可欠であります。企業は人なりと言われますが、職員の意識姿勢が、この町の行く末を左右することにもつながります。今後も人事管理の適正化に努め、職員の意識改革を含む人材育成に取り組まれることを望みます。

次に交通防災課です。

本町においては、高齢化や家族形態の変化により独居高齢者の割合が今後も増えることが予想され、自然災害等から町民を守る防災対策は、行政事務の中でも最上位に位置するものであると考えます。

しかし、公助だけでは到底対応しきれることではなく、自助・共助の強化が重要であり、町民の防災意識を高めるために、今後もあらゆる手段を通じて啓発・喚起を促す情報を発信し続けることを望みます。

また、そのための自主防災組織の機能強化を進めることは行政の使命であり、各種団体に向けた講演会、講習、講座等を有効に活用し、できれば区を単位とした講座の実施なども検討されることを希望いたします。

町営バスは、交通弱者対策として、営利を目的に実施している事業でないことは十分理解できますが、町の財政負担も年々増加しており、料金や運行形態の見直しなど、効率性を高める努力も必要であると思われます。町民の福祉の増進に不可欠な事業であり、今後も多角的な視点からの検証を重ねながら、創意工夫を凝らして継続を図っていくことが望まれます。

次に産業振興課です。

農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念され、対策として、農業委員会による調査報告をもとに耕作放棄地の集約を図り、スイートコーンなどの新たな地域特産物の生産が試みられています。

担い手の確保については模索中とのことですが、今後も企業などと提携した農産物の生産や、獣害の影響を受けにくい農産物等の研究を重ねながら、対策や検討を図られていくことを望みます。

木質バイオマス発電所の進捗状況については、当初の予定どおりには進んでいませんが、現在は通常稼働しているようであります。引き続き計画の進捗状況を注視しながら、今後の地域活性化につながることに期待いたします。

観光事業としてのイベント等の実施については、町職員の負担が大きく、準備や運営に支障を来しているようであります。今後もイベントを継承していくには、シルバー人材センターの活用やボランティアを募るなどの検討も必要かと考えます。随時各イベントを検証しながら進めていただきたいと思います。

次に財政課です。

一般会計歳入の50%近くを占めている普通地方交付税は、人口減少に伴う減額は避けられず、歳出の抑制を強いられることは明かです。

たとえわずかな義務的経費の増であっても、その積み重ねが将来負担の増加につながるため、

より慎重な財政運営が求められます。

公共施設の管理計画では、集約化も見据え、不要な施設は解体し、残す施設については長寿名化を図っていくとのことであります。多額の経費が見込まれますが、計画実施に当たっては、住民ニーズや政策整合性、費用対効果などを総合的に評価しつつ、適切な保有量を見極めて維持管理に努めていく必要があります。

本町は現在、本来の町の規模に見合った財政規模への移行期間の中にあり、今後、大きな変革は考えにくいわけですが、本町なりの活性化にいかに取り組むかが問われています。そのためには、長期的視野に立って取り組むべき課題の重要性を的確に捉え、事業の最適化、費用対効果の検証による事業の取捨等を的確に行い、継続的な財政の健全化を図らなければなりません。

また、同時に本町の現状を職員一人ひとりが十分理解し、資産経営のあり方、コスト意識の向上に努めていく取り組みの必要性について、財政課として継続的に指導されていくことを望みます。

次に税務課です。

町税全般に落ち込みが予測される大変厳しい状況であることは否めませんが、徴収率は高い数値を維持しており、職員の努力が伺えます。今後も引き続き最大限の努力と工夫により税收確保に努めていただくことを望みます。

納税者の利便性向上については、さまざまなシステムを導入し、納税、徴収事務の簡素化が図られています。来年度から負担が生じる納付書取扱手数料の節約にもつながることから、引き続き、これらのシステムの利用促進を図っていただくことを願います。

また、滞納整理については、督促状、催告書などの文面に初めてA Iを活用し作成したところ、これまでにない前向きな滞納者の反応があったとのことであり、また外国語への変換もA Iを活用したとのことでありました。今後、新しい技術を取り入れることで業務の軽減や効率化が認められるならば、導入を検討する必要もあると感じました。

次に、生涯学習課です。

生涯学習課が処理する事務は多岐にわたり、同時に施設も広範囲に及んでいます。多くの各種イベントや教室、事業を所轄する中で、それぞれの事業をさまざまな尺度から考察し問題点を提起していることを高く評価します。

人口減少に始まる社会構造や住民意識の変化により、地域や各種団体の人材不足は否めず、数々の事業継続は非常に困難な課題であります。しかし、伝統文化の継承など、行政としても取り組まなければならない要素も十分にあり、教育委員会を挙げて組織維持に努めていただきたいと思います。

社会教育はまさに生涯学習であり、本所属の根幹をなすものと理解をしています。地域の教育力維持向上と、DX等の新技術の活用によるさらなる活動の効率化を目指し、事業が展開されるよう望みます。

来春から予定される旧万沢小学校を活用した事業では、生涯学習課としてさまざまな連携方法も考えられ、今後の展開に大いに期待をいたします。

次に万沢支所です。

当該所属は、住民課事務を中心に複数の課、業務にまたがる対応となるため、役場の状況を知る再任用者が対応をしています。

万沢地区住民に一定の利用者が確認できますが、建物の老朽化は顕著であると見受けられます。ある程度の効率性は考慮する必要があるものと考え、今後の存続を含めた運営方法について検討を要するものと感じました。

懸念事項として、併設する診療所の休診日には支所職員 1 人だけとなりますので、防犯面から緊急時の連絡手段等の確保を検討する必要があります。

最後に、年次有給休暇の取得率であります。昨年同様、各所属とも押しなべて低いことが伺われました。政府においても働き方改革の一環として、有給休暇取得率 70% を目指すこと、またワークライフバランスの推進、キッズウィークなど、リフレッシュや家族サービスの機会を増やすこととされています。

しかしながら、複数の所属で、人員配置の問題もあってか休暇取得率が著しく低い水準であることが確認されました。定員に足りていない職員数で業務をこなし休暇を取得することは、なかなか困難なことと思いますが、取得向上に向け、今後はより具体的な方策を検討していくことが必要であります。

年次有給休暇は、労働者に与えられた大切な権利であることはもちろんのことですが、メンタルヘルスの不調に影響を与える要因となることがないように、本町に勤務するすべての職員が積極的に取得し、家族との団らんの機会やリフレッシュ休暇として有効活用されることを強く望みます。

以上、抜粋して定例監査の結果に関する概要を申し上げましたが、業務多忙の中、2 日間にわたりご協力をいただきました関係職員の皆さまに感謝を申し上げます。

なお、この監査報告書は 11 月 29 日に町長に提出してあります。

以上、定例監査の結果に関する報告といたします。

○議長（望月光彦君）

以上で、監査委員の定例監査結果説明を終わります。

田中代表監査委員、ご苦労さまでございました。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

日程第 4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和 5 年南部町議会第 4 回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ多数の議員の皆さまのご出席を賜り議会が開催されますことに、心から感謝申し上げます。

それでは、今期定例会開会に当たり、一言ごあいさつと、9 月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

世界第 3 位の経済大国と言われてきました日本が、今年の名目 GDP でドイツに抜かれ 4 位になるという見通しが示されました。アメリカ、中国に次ぐ経済大国と位置づけられてきたわが日本ですが、ドイツに逆転されかけています。

円安で GDP の数字がドル換算で目減りしていることや、ドイツで急激なインフレが進んだことが直接の原因ですが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で景気が低迷しているドイツに日本が抜かれるとなると、日本経済そのものがより長期的な要因で弱くなっていることが考え

られます。経済規模が大きいほどその国の人々が幸せになるというわけではありませんが、一方で、人材の流出や国際社会における発言力の低下も懸念されます。

またIMFでは、2026年には今度はインドが日本を抜き、わずか3年で日本は5位に下がると思っています。緊迫する国際情勢のもと、日本が一定の存在感を保つためにも、思い切った賃上げを続けることや、未来への投資を増やして力強い経済を取り戻す努力が一層求められています。

国内の日常に目を向けますと、現在、全国各地でインフルエンザが猛威を振るっています。新型コロナ感染症が出現した後は目立った拡大がありませんでしたが、流行が長期になかったことによる免疫低下や人の往来増が要因とされ、今年は感染規模も大きくなっています。例年ですと流行のピークは1月から2月にかけてですが、今年は年末ごろにピークを迎えるのではないかと予測されています。

山梨県内の状況は、12月に入り7週間ぶりに千人を下回り、県感染症対策センターでは県内のインフルエンザの流行状況は徐々に改善してきている印象とのコメントがありましたが、峡南地域は依然増加傾向が続いており、町内でも感染者は出ています。

一方、新型コロナ感染症の患者報告数は、全国的に9月上旬をピークに減少が続いております。そのため、本町では10月から11月にかけて行いました、コロナワクチン集団接種の接種率は47%でした。全国平均の16.5%を大きく上回りましたが、新型コロナは毎年冬に感染拡大しており、流行が再燃する可能性もあります。インフルエンザの流行もありますので、重症化しやすい方々は、引き続き手洗い消毒やマスクの着用など、感染症対策をお願いいたします。

それでは9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

9月23日、内船護国神社の秋の例大祭に参列し、戦争で天に召された方々と公務に殉難された自衛官、警察官、消防士の皆さまの御霊の安らかにあらんこと、国土の平和を心からご祈念申し上げてまいりました。

9月26日、台風7号の影響により中止となりましたが、火祭り反省会を開催し、その中で打ち上げできなかった花火をアルカディアフェスタの夜に打ち上げることをご協議いただき、実行委員の皆さまから賛同を得ました。

10月6日、今年の福祉健康まつりも多くの方々にご参加いただき、「スマイルなんぶ健康・長寿日本一を目指して」をスローガンに盛大に開催することができました。米寿を迎えられた方、ご夫婦で元気な高齢者や、むし歯のない3歳児の表彰が行われましたが、年々受賞する高齢者が多くなっていることに、健康寿命が伸長している喜びとともに少子化を目の当たりにしてしまう場面もありました。今後も健康な家庭づくり、地域での支え合いなど、スマイルなんぶ事業を展開してまいります。

10月15日、アルカディア南部総合公園の多目的広場におきまして、アルカディアフェスタを開催いたしました。元日本代表選手を招いてのサッカー教室やキッチンカーの人気投票など、町内外から訪れた多くの家族連れで賑わいました。また、夜には秋季花火大会を開催いたしました。5年ぶりに打ち上げられた花火に歓声や拍手が送られ、私も企画して良かったと実感いたしました。

10月16日、町村長会議が会長町村の道志村で開催され、法令外負担金の審議方針や施策説明など、令和6年度に向けた活動が早くも動き出しました。また、同日の夜、ロイヤルホテ

ルハケ岳において開催された、日中韓3カ国地方政府交流会議における山梨県主催の歓迎レセプションに出席いたしました。この会議は、平成11年から毎年3カ国の輪番制で開催されており、今年は本県で日本、中国および韓国の国際交流協力を一層促進することを目的に開催されました。

10月21日、南部町女性団体連絡協議会主催の町長と語る会が文化ホールで開催され、出席いたしました。出席者の皆さまからは、人口減少、引きこもり、竹林整備、空き家対策など、女性目線での多岐にわたるご質問や貴重なご意見をいただきました。

10月25日、峡南広域行政組合議会定例会が開催され、組合議員の高橋茂広議員、木内秀樹議員ともども出席してまいりました。人事案件3件、補正予算2件、決算認定4件の計9件の案件についてご承認をいただきました。

10月26日、第2回臨時議会を全議員の皆さまの出席を賜り開催し、災害復旧工事に関する工事請負契約の締結議案についてご議決いただきました。

10月27日、第2回峡南衛生組合議会定例会が開催され、本町からも組合議員である遠藤光宣議員、望月郁夫議員に出席いただきました。専決処分等の報告2件、補正予算1件、決算認定1件の計4件についてご承認をいただきました。

10月30日、第2回山梨西部広域環境組合議会定例会が開会され、組合議員の小泉昇一副議長ともども出席してまいりました。繰越予算の承認1件、専決処分1件、補正予算1件、決算認定1件の計4件について承認されました。

11月7日、南部町戦没者慰霊祭を文化ホールにおいて挙行し、334柱の御英霊の御霊に哀悼の誠をささげました。

11月10日、今年度末に指定管理期間が満了する道の駅とみざわ、なんぶの湯、山水徳間の里の指定管理者の選定について、選考委員会へ諮問しておりましたが、選定手続きが終了し、望月哲也委員長から選定結果の答申がありました。指定管理者の指定につきましては、議会の議決をいただかなければなりませんので、今定例会に上程させていただきました。

11月15日、岸田総理大臣、額賀衆議院議長をはじめ、多くの閣僚、国会議員が出席する中、NHKホールで開催された全国町村長大会に出席してまいりました。大会には全国926の町村長が出席し、子ども子育て政策の強化、農業農村政策の一体的な推進、森林環境譲与税の見直しに関する特別決議等が採択されました。

11月18日、マレットゴルフ100回記念大会にご招待いただき、愛好会の皆さまと一緒にプレーしてまいりました。普段とは勝手が違い苦戦しながらも、楽しいひとときを過ごさせていただきました。

11月20日、2032年に県内で開催される国民スポーツ大会に向けた準備委員会設立総会に出席してまいりました。長崎知事を会長とする役員選任案に同意したほか、次世代につながるスポーツ振興共生社会の実現といった開催目標を決めました。

11月28日、山梨県農業農村整備推進協議会の副会長として、関係する衆参議員や山梨県選出国會議員、財務省、農林水産省などに対し、県内の農業農村整備事業関係予算の確保と事業推進に向けて、会長の内藤葦崎市長を先頭に、精力的な要請活動を行ってまいりました。

11月29日、令和5年度の定例監査報告が田中代表監査委員、高橋監査委員からあり、各所属の事務執行、事業の管理状況等は適正であると評価されました。しかしながら、一部改善または検討を要する事項についてのご指摘がありましたので、真摯に受けとめ改善に努めてま

います。

11月30日、第3回臨時議会を全議員の皆さまの出席を賜り開催いたしました。人事院勧告に伴う条例改正、補正予算など、11件の議案についてご議決いただきました。

また同日、令和6年度に向けた予算編成会議を行いました。私からは人口減少や社会的変化に対応した持続可能なまちづくりを意識するとともに、近隣の町で起きた財政非常事態宣言も他人事と思わず、財源の確保についてももしっかり取り組むよう指示いたしました。

12月3日、文化ホールにおきまして、本町を代表する伝統芸能内船歌舞伎の公演にご招待を受け、出席してまいりました。ここにおられる議員有志の方々や、南部警察署員の皆さまのご協力のもと、4年ぶりの公演となりましたが、ホールに詰めかけた大勢の方に内船歌舞伎の魅力を伝えられたのではないかと思います。

12月6日、第2回の南部町総合教育会議を開催し、第2次教育振興基本計画の内容や、南部地区の小学校適正配置などについて協議検討をいたしました。それぞれの議題について教育委員の皆さまのご意見を伺いましたが、活発な発言があり、改めて総合教育会議の意義を感じることができました。

以上で行政報告を終了させていただきます。

○議長（望月光彦君）

以上で町長の行政報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分です。また、同一の質問事項についての再質問は2回までです。よろしくお願いをいたします。

なお、残り時間は会場内のモニターに表示されますので、十分ご注意ください。時間が経過した場合には、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

なお、通告順位6番、2番、望月憲之議員から一般質問の通告がありましたが、本日、欠席届が提出されたため、会議規則第61条第4項の規定に基づき、望月憲之議員の一般質問は行いません。

最初に、7番、遠藤高芳議員の質問を許します。

遠藤高芳議員。

○7番議員（遠藤高芳君）

皆さん、おはようございます。

私は、今回、本町が直面しています人口減少問題について伺います。

日本全体の人口が減少していく中で、南部町においても人口減少が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所、また町独自の推計でも、今後もさらに減少傾向は加速し、2025年には6,300人を割込み、2040年には4千人余りになるとされています。

人口減少、とりわけ老年人口の割合の増加と出生数の減少による、生産年齢人口の減少がもたらす影響は、町税の減収、担い手不足による医療・福祉の困難化、耕作放棄地の増加等による農林業の衰退など、多方面にわたるものと思われます。子や孫の時代には、深刻な状況にな

る可能性があります。今を生きる私たちには、この問題に取り組む責任があると思います。

多様化・高度化する町民ニーズに応えるため、町では、令和２年度から６年度を取り組み期間とする「南部町行政改革大綱」を策定し、行政効率化の推進に取り組んでいることは承知しています。そして、その実現のためには、住民みんなが状況をしっかりと見据えて同じ方向を向く必要があると思います。

今、町では、結婚祝金や出産祝金をはじめ、若者世帯定住支援奨励金、結婚生活支援事業補助金、就園児童支援金、３歳児からの幼児教育・保育無料化、小中学校入学祝金の増額や給食費無料化など、さまざまな移住・定住対策を実施していますが、町民に行政の政策・施策が、よく理解されていないように感じます。これら事業を理解しやすい方法で積極的に周知し、さらなる町の活性化に向けて町民を巻き込んだ対策が必要だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（望月光彦君）

遠藤高芳議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

遠藤議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少が急速に進み、本年６月９日には、山梨県長崎知事により「人口減少危機突破宣言」が発出されております。

南部町においても、人口減少は進んでおり、令和２年にはマイナス２０９人、３年にマイナス１９５人、４年にはマイナス１６１人、本年も１０月末まででマイナス１４７人と、減少し続けております。ただ、この直近４年間のみの減少幅では、緩やかな減少への兆候が見られるとも言えます。しかし、このことは出生数や若者世代の増加が顕著でない状況においては、一時的なものと考えざるを得ません。

このような状況下において、町も令和２年度には「南部町行政改革大綱」を策定し、予想される人口規模に見合う行政規模実現に向け、ＩＴ化や職員の意識改革等により業務の効率化を進めてまいりました。しかし、近年では、それをさらに上回るスピード感でＤＸ化を推進していかなければならず、私共職員も戸惑っている状況にあることも事実であります。だからこそ、先ほど議員がおっしゃった「行政効率化のために、住民みんなが状況をしっかりと見据え、同じ方向を向く必要性」を再認識し、町の方向性について、今まで以上に町民の皆さまと共有を図り、昨年度から配置したＤＸ推進担当を中心に県内外への発信力強化とデジタルを駆使した業務の効率化を進め、民間、国、県に遅れをとらぬよう努めていかなければなりません。

さらに、町民の皆さまにも行政改革によるスリム化や効率化の意識を再確認していただく中で、私ども町職員は、今まで以上に町民の皆さまへのサービスの向上にも努めなければならぬことを確認しております。

今後、町でお受けする多種多様な手続き業務や助成事業等のご案内については、対象となる方々の世代や置かれている状況ごとに、より理解しやすい方法でお示しをし、速やかに対応するための体制づくりや資料づくり、またそれらの周知方法等を各課連携のもと知恵を絞って構築し、町民の皆さまにもご理解をいただいた上で、業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

遠藤議員。

○7番議員（遠藤高芳君）

明確なご答弁をありがとうございました。

また、本町の人口は、平成19年には1万人を割り込み、今年1月現在では6,932人となっています。この深刻な状況を打破するためにも、若者の定住移住対策、少子化対策等の抜本的な取り組みを迅速に推し進めていく姿勢が必要ではないかと思います。

そのためには、これまでの経済支援に加え、さらに強力な子育て世代のニーズを的確に捉えた環境整備が必要ではないでしょうか。人口減少は待ったなし。今こそ町民一丸となって英知を結集した活力ある地域づくりが求められます。

町ではホームページ、広報等で情報発信をしていますので、町民の皆さまにはぜひ閲覧をしていただき、忌憚のないご意見をお寄せいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（望月光彦君）

以上で、遠藤高芳議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、木内秀樹議員の質問を許します。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

それでは私は、主権者教育の実現について、一般質問をさせていただきます。

われわれの町の未来を担う若者たちに、地方自治と議会の役割を理解してもらうことは非常に重要であると考えています。選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、教育の場においても、子どもたちが主権者として必要な資質・能力を身につけることが重要視されています。これらの観点から、南部中学校の生徒を対象に、議場での議会体験プログラムを実施する提案をさせていただきます。

具体的には、中学生を議員とする議会を開催し、実際の運営を体験することで、町の将来について考え、自分の意見を持つこと、議員の役割や地方政治に対する興味と理解を深めることを目的といたします。またこの機会は、公共の場における意見表明や討論の重要性を学ぶ場にもなるものと思います。

中学生による議会は、議員にとっても、町民に議会への関心を持ってもらうことにも繋がり、ひいては若者の地方自治への参画を促進する素晴らしい機会になると思います。この提案が実現する可能性について、町の考えをお聞かせください。

○議長（望月光彦君）

木内秀樹議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

入月一巳教育長。

○教育長（入月一巳君）

木内秀樹議員の質問について、お答えをいたします。

中学校の学習指導要領社会科では、公民的分野の「私たちと政治」の単元におきまして、「地

方自治の基本的な考え方や議会制民主主義の意義について理解すること。政治に関する関心を高め、主権者であるという自覚を深め、多面的・多角的に考察・表現できることが大切である」と、あります。

また、平成27年に公職選挙法が一部改正され、選挙年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら判断し行動していくという、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実が求められています。

さらに加えて、今年の4月1日には「こども家庭庁」が発足し、これと相まって、こどもの施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。そして、基本法第3条の基本理念には、「子どもの年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を表明する機会が確保されること」が、規定されています。このようなことから、子どもを対象にした、議場での議会体験のご提案は、現状にあった、大変有意義なプログラムだと考えます。

やまなし県議会だよりの最新号でも、県庁の県議会議事堂で「高校生議会」が開催され、15校の代表生徒により、県政に対する提言がなされたという記事が掲載されておりました。

さて、木内議員のご質問の南部中学校の生徒による「中学生議会の開催」についてであります。実は、私は、以前勤めた中学校で、3年生の社会科の授業の一環として、「中学生議会」を経験したことがございます。テーマは「中学生による町への提言」でした。提言内容をまとめるためには、町のことをよく知る必要がありますので、中学校1年のときから、地域を知ることの学習を系統的に組み込みました。また、3年生になってからは提言事項を班ごとに整理するために、社会科の授業だけでは時間が足りませんので、総合的な学習の時間を使い、提言内容のまとめや発表の準備、町との事前の打ち合わせなどを重ね、当日は、全校生徒や地域の方が見守る中で、生徒が質問し、町長や教育長、役場の各課長が答弁するという内容の議会でした。

中学生による議会は、木内議員の言われるように、町民に議会への関心を持ってもらうことにも繋がり、若者の地方自治への参画意識を促進するという点でも、大変良い機会になると、私もそのときに思いました。

この「中学生議会が実現する可能性については」という、木内議員のご質問ですが、先に述べましたように、これを実現させるためには、多くの準備が必要になってきます。そして、そのためには、南部中学校の教育課程、特に、「総合的な学習の時間」の学習計画の見直しをする必要が生まれてきます。

しかしながら、見直しに当たっては、南部中学校が現在、中高一貫教育の研究指定校であることや、南部中学校がコミュニティスクールの町内の中心校であること、修学旅行先に広島を加え平和教育にも重きを置いていることなどから、現状では、中学生議会を教育課程に組み入れるのは大変難しい状況にあると思います。

しかしながら、時局の流れを重視した大変貴重な木内議員のご意見ですので、今後、学校と連携をしながら、検討してまいりたいと思います。

以上、木内秀樹議員の質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はございますか。

木内議員。

○6 番議員（木内秀樹君）

ありがとうございました。

はじめに、ここに至った経緯ではありますが、ここにおられる高橋議員とともに、長野県の辰野町を視察研修に訪れました。ここでは、新たに選出された議会広報委員が古い体質からの刷新を図り、議会改革の一環として議会だよりの新たな編集に取り組みました。コンクールにおいて優秀賞を受賞したこともあり、県の町村議会広報研究協議会の視察先に選ばれました。

そこで私が目にしたのが、中学生議会が10年ぶりに開催された記事でした。中学生議員になった感想を覗いてみますと、「自分には縁のないように思っていた議会に参加してみて、大人になっても忘れることができないような貴重な経験ができました」「とても緊張しましたが、学校のことを伝えるきっかけができました。」「町のためになることを考えて実行するのは楽しかった」「町長さんや課長さんの答弁を聞いて、新しいことを知ることの良い経験になった」また、「この場で辰野町が動いているのだと思うと、とてもいい経験ができた」「何を望んでいるのか、どのような町になってほしいのかを伝えることができた」一部抜粋ですが、以上のように非常に若者らしい斬新な視点から町長や担当に堂々と質問している姿が印象的でした。

わが町の中学生も引けをとらず、必ずや未来につながる収穫があると感じる次第です。また、先生方の経験に基づく中学生議会の成功例、そして県議会での高校生議会の事例をご紹介いただき、その効果について触れていただいた点は非常に有益でありました。

南部中学校が中高一貫教育の研究指定校であり、またコミュニティスクールの中心校であること、そして平和教育に力を入れていることは承知しております。しかしながら、少子化が進む中で、将来の町民とリーダーにとっても有益であると考えますので、確実な実施に向けて課題を克服し、学校と連携しながらぜひとも実現していただきたいと思います。

主権者教育を推進し地域の未来を担う若者たちに貢献できる素晴らしい機会となることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（望月光彦君）

以上で、木内秀記議員の一般質問を終了いたします。

次に、9 番、遠藤光宣議員の質問を許します。

遠藤光宣議員の質問は2 問あります。

まず、1 番目の質問を求めます。

9 番、遠藤光宣議員。

○9 番議員（遠藤光宣君）

それでは、私の質問をさせていただきます。

1 つ目の質問で、若者向け住宅と宅地分譲について伺います。

全国各地で人口減少が進む中で、本町でも何とか歯止めをと、数多くの対策・施策を行っています。その成果が少しずつ現れてきているのが、減少幅が多少緩やかになってきている傾向がみられます。

目に見える大きなすばらしい成果は、万沢中学校跡地に建設したグリーンハイツ富士見と、万沢富士見台の宅地分譲によるものです。このようなことから考えると、まず、1 人でも多くの若者にこの町に住んでもらう施策が引き続き必要だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（望月光彦君）

遠藤光宣議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

遠藤光宣議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、遠藤高芳議員のご質問についてでもお答えさせていただきましたが、南部町の直近4年の減少数では、一時的ではありますが緩やかになってきている傾向が確認できます。これは、議員に述べていただいたとおり、万沢中学校跡地を利用した町営住宅と宅地分譲を一体とした移住定住施策も成果の一因であるとも感じておりますので、今後も一定の住宅施策は継続していかなければならないと考えております。

それを踏まえ、令和3年度より整備させていただいております南部昭和町の宅地分譲を本年度中には開始し、若者世帯に有利な助成制度を継続することで、定住へと結びつけられればと考えております。

また、近年空き家の購入需要も高まっていることなどを要因として本年度実施いたしました町内の空き家の調査結果では、空き家と判定された509件のうち利活用可能物件が420件、その後の所有者へのアンケートにおいて、「利活用予定である」や「将来的には利活用したい」が89件、その中で、「バンク登録の希望をされている方」と「バンク登録に興味を持たれている方」の合計が49件となっておりますので、登録から賃貸、販売へとつなげていき、移住定住者の選択肢の一つとしていただきたいと考えております。

今後、宅地分譲と空き家の流通実績を確認する中で、購入希望者の働き方の変化等に対応した多面的なニーズに応えられる、新たな住宅施策の必要性も検討していかなければならないと考えております。さらに、本町の生活圏との位置づけにある地域において、民間による大規模な宅地造成計画が進んでいることも確認しておりますので、その状況も注視しながら、新たな助成制度など、人口の流失を食い止める最善の施策創出が若者世帯定住へのポイントになると考えられますので、本町独自の施策を実施する場合においては、議員の皆さまの、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

再質問をさせていただきます。

1つ目に、宅地分譲は助成制度も継続とのことでしたが、募集要項についてはどのように考えているのか、また若者優先はあるのか。そして多数の応募者の場合はどのような対応を考えているのか。

もう一つ、人口流出を食い止める最善の施策創出が若者世帯定住のポイントになると思いますが、ほかに施策として何か考えを持っているのか。この2点について再質問させていただきます。

○議長（望月光彦君）

遠藤光宣議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それではまず1つ目のご質問にお答えいたします。

本年度中に販売予定であります南部昭和町の分譲は、1区画おおよそ100坪ほどで6区画となります。販売に係る内容の決定につきましては、これから開催を予定しております町有地検討委員会において確定してまいりますことをご理解いただきたいと思います。

南部町定住促進に関する条例第3条3項に示された町の独自事業であります若者世帯定住支援奨励金につきましては、対象となる若者世帯には、かなりの優遇措置になると考えられます。ただ、現時点では募集を若者世帯のみに絞って行うことは考えておりませんし、募集に際しましては区画ごとに応募していただき、応募者が複数の場合には区画ごとに抽選となる可能性もあると考えております。

次に、2つ目のご質問についてお答えをいたします。

移住希望者の皆さん等が町の方譲地等を購入し、家を建てていただくことは定住に直結するものと理解しているところであります。また、資金的な負担を軽減する観点から、空き家等を売買や賃貸により取得確保し、定住につなげていく方法も選択肢の一つであると理解しておりますので、空き家所有者に対し引き続きバンクへの登録を促し、充実を図っていかねばなりません。

特に賃貸物件の数が著しく少ない本町においては、さらなる町営住宅の整備検討も人口流出を食い止める可能性を秘めた政策の一つであるとも考えられます。また、本町は、生活圈都市のベッドタウン的な位置づけとしても考えられることから、町外、県外通勤者等への新たな助成制度の創出も必要となるのかもしれません。

しかし、現時点ではいずれも施策として申し上げるには、目的適合性や実現可能性、リスク管理等が明確化しておりませんので、今後、町の財政規模に合った施策を各課において協議を重ね、優先順位を明確にしながら適時適切な事業実施に努めていかなければならないと考えております。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

9番、遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

質問ではないですが、ただいまの答弁を聞きまして、引き続き、若者が1人でも多く定住できるような応募要項等について大いに検討をしていただきたいと思います。

いろいろな面から検討されていることは理解できましたが、何といたっても若者世帯に、この町で1人でも多くの子育てをしていただくことだと思います。現状で考えたときに、富沢小学校の学区においては令和8年度は新入生が8人、9年度12人、10年度は5人、11年度も5人と、非常に厳しい予想がされております。

このようなことから考えても、旧富沢図書館や旧森林組合などを早急に解体して、若者向け住宅、分譲地として提供することや、旧富沢中学校のグラウンドの有効利用を早急に進めることを提案して、1つ目の質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

これで1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

9番、遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

9番、遠藤光宣。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

町では現在、数多くの子育て支援事業や施策を行っていますが、最近の急激な物価の高騰が子育て世代の家計に大きな影響を与えています。これからもこの町で引き続き安心して子育てができるように、さらなる支援の充実が必要だと思われますが、次のことについて町の考えを伺います。

まず、現在の保育所の状況は、受け入れ人数が、0歳児1人、1歳児5人、2歳児12人、3歳児16人、4歳児16人、5歳児24人、6歳児21人の、合計95人。保育士の人数は足りているようですが、支援の必要な子どもの対応は主任保育士が兼任で当たっており、また、保育士が休暇を取るときは、代替え保育士、あるいは所長が代わりを務める場合もあるとのこと。この状態では職員に係る負担が大きく、ストレスも溜まり、保育の質の向上や今以上の対応はできないのが現状だと思われます。

しかし、交通の利便性が良くなり、富士・富士宮方面で働きたい保護者のためには、朝7時から夕方6時半までの受け入れ体制がとれればと思います。英語に親しむ時間など、南部町独自の特色ある保育支援の充実も必要だと考えます。

保育士の募集では、これまでも大変苦勞されていることは承知していますが、これらのことから早急に保育士の増員を図るべきだと思います。また、専門職の採用では、保育士と併せて保健師や看護師についても苦慮していると聞いています。

そこで、大学や専門学校に在籍するこれらの職を目指す学生に対し、町の奨学金制度を設けて、資格取得後、町の職員として何年か勤めることで返済を免除するなどの条件を付ければ、職員の確保に繋がるのではないのでしょうか。

保育士の増員と、保育士などを目指す学生への奨学金制度について、どのように考えるのか伺います。

○議長（望月光彦君）

遠藤光宣議員の質問が終わりました。

子育て支援課長の答弁を求めます。

岡村子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡村忠君）

それでは、遠藤光宣議員の質問にお答えいたします。

現在の、保育時間に関しましては、標準時間と、短時間保育があり、7時30分から18時30分までの11時間保育が標準時間で、8時から16時までの8時間が短時間保育となっており、保護者の就労時間により保育時間が決定され、その時間内で保育を実施しております。

また、保育所の運営は、栄、富河保育所とも7名ずつの合計14名の保育士と、主に5名の代替え保育士、および所長が加わり保育士の休暇等に対応し、運営しております。

現在の児童数に対しましては保育士の人数は基準を満たしておりますが、支援の必要な児童や途中入所の児童などの対応、保育時間の延長などとなりますと、現状の保育士数では不足状

態となります。

保育士の募集については、近隣の保育科のある大学等で就職担当者にお声かけ等をさせていただいており、また、ハローワークに求人募集を掲載していますが、応募が少ないのが現状です。なお、中学生の職業体験につきましては、生徒に保育の楽しさを体験してもらうため、今後も積極的に受け入れてまいります。

議員ご提案の奨学金制度につきましては、山梨県社会福祉協議会で、県内の保育所で業務に従事すれば貸付が返済免除となる制度をすでに実施しておりますので、町独自の制度となりますと、就職の選択範囲が狭くなり、実際に利用する人がいないのではないかと推測されますし、貸付に当たり職員として適していることも重要になりますので、慎重にならざるを得ないと考えます。

職員の確保につきましては、公立の優位性や安定性、働きやすい職場環境や安心できる住居環境など、学生が安心して受験できるよう、今後も、大学等の就職担当課へ出向き、働きかけに行く予定であります。

以上、遠藤光宣議員の質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

子育て支援課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

9番、遠藤光宣。

ただいまの課長の答弁に対しまして、もう少し突っ込んだ形で質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目に、保育士の増員と保育時間の延長は無理なのか。次に、本町において保育士の応募が少ない原因は何だと考えるか。そして、町単独の奨学金制度を保育士に限定して県の制度よりも好条件で設けて職員を確保したらどうか。この3点について再質問させていただきます。

○議長（望月光彦君）

遠藤光宣議員の質問が終わりました。

子育て支援課長の答弁を求めます。

岡村子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡村忠君）

それでは、遠藤光宣議員の再質問にお答えいたします。

1つ目のご質問ですが、保育時間に関しましては、標準時間11時間と、短時間8時間以内の保育となっており、時間外は有料保育となります。

他町へ勤務している保護者で、本町の保育時間では厳しい方は、勤務地付近の保育施設で7時から19時まで児童を預けることができる市の施設もあり、広域保育という制度で、市町村間で委託契約により利用可能になりますので、お迎え等の保護者負担を軽減でき、実際に広域保育を利用している保護者の方もおられます。

本町では、仮に延長保育を実施するととなりますと有料となりますし、職員が必要になりますので、現状では厳しいと考えております。

2つ目の質問ですが、はっきりとした原因は分かりませんが、保育科の学校の本町出身者が少ないことと、どうしても学校付近の都心部への希望者が多いと思われます。

職員採用に当たりましては、通常町内に在住できる者となっていますが、保育士については増員に向けて他町在住者の職員も採用しているのが現状ですが、最終的に増員に結びついていないのが現状です。

3つ目の質問ですが、先ほど述べましたように、職員としての適性が必要ということは、本町の保育所に採用するに当たりましては、まず公務員試験、そして町の保育士としての適性を見極めなければなりませんので、創設には慎重にならざるを得ないと考えております。

今のところ創設の考えはございません。

以上、遠藤光宣委員の再質問にお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

子育て支援課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

ただいま課長から説明をいただいたわけですが、質問ということではないですが、時間外保育については、有料になるということはこれはもうどこの町へ行っても当たり前のことだと思います。そうした中で、例えば富士、富士宮で働いている子育て支援を必要としている親で、町への希望で、早くやってくれないかというような話はないのかと思います。

そうして、本町において、保育士の応募が少ない原因は何かと伺ったところ、これは余りよく分からないという答弁でした。毎年毎年、同じような答弁が、委員会審査においても繰り返されているわけですが、これは何らかの原因は絶対にあると思います。そのあたりをしっかりと見極めた中で、職員の確保ができやすいような施策、対策等を考えて、これから先職員確保が安心してできるような形を、町の管理職一体で考えてもらいたいと思います。

それから町独自の奨学金制度についてですが、これはなかなか応募者が少ないということで、本当に残念なことですが、公務員試験等の関係でなかなか難しいという課長の答弁がありました。実際には、奨学金制度は、学校に入った時点で、奨学金制度をどんどんスタートさせて、それで希望する生徒に奨学金を使ってその学校で勉強し、最後に自分が資格を取って、公務員採用試験に受からなければそのお金は自分が全額町へ返すというような形で、あくまでも採用されて初めて免除されるというシステムでやるのがいいかなとも思います。

そうしたことも考えた中で、本当に人がいなくて困るのであれば、南部町独自の、活用する生徒に本当に喜ばれるような制度を考えていただきたいと思います。

最後に、最近の社会情勢を見ると、子育て世代に非常に厳しい時代になってきております。物価の高騰や子どもの教育費の高額化で、夫婦共働きで頑張っってやっとのことのようにです。

これから先、富士・富士宮方面で働く人のベッドタウンとして南部町をさらに発展させていくには、引き続き数多くの子育て支援事業や施策を行っていくこと、子どもを南部町の保育所に預けて職場に行ける体制や環境の整備が望まれます。

また、合併以来一度も見直しのされていない町の奨学金制度も、子育て支援の重要な施策だと思われます。奨学金制度の見直しと充実を提案して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（望月光彦君）

以上で、遠藤光宣議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時10分です。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（望月光彦君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番、芦澤潤一郎議員の質問を許します。

1番、芦澤潤一郎議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

1番、芦澤潤一郎議員

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは私から、2問、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問です。今後の住民サービスについて。

住民の皆さまから、「人が減れば職員も減る、私たちは十分な行政サービスが受けられるのか、とても心配です」という声を聞きます。

人口が減少した場合、生活関連サービス、特に小売り、飲食、医療機関等の縮小により雇用機会が減り、さらなる人口減少を招くことになります。また、税収減や高齢化による社会保障費の増加等により、行政サービス水準の低下はもとより、受けられていた行政サービスが廃止または有料化となる事例があり、生活の利便性が低下します。

人口が減少して小さい町になった場合でも、行政サービスを低下させず、そこに暮らす町民が、豊かで、幸せを実感できる生活ができなければならないと思います。

そしてそれは、限られた財源の中で施策を決断する首長と、それを助け、実現する職員の力にかかっていると考えます。

そこで伺います。

人口減少が進行する今後の町の行政サービスを、どのように進めていくべきだとお考えでしょうか。

○議長（望月光彦君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

それでは、芦川議員のご質問にお答えいたします。

日本の総人口は、平成20年前後をピークに人口減少社会に突入いたしました。先ほど、企画課長の答弁でもありましたが、山梨県でも、本年2月1日現在の常住人口が43年ぶりに80万人を下回ったことから、6月に全国初となる「人口減少危機突破宣言」を行い、人口減少対策に向き合っております。本町の人口は、高度経済成長期以降一貫して減少傾向で推移しており、平成22年には1万人を割り込みました。今後、本町の人口は、令和22年に約4千

人強まで落ち込むと推計されておりますので、本町では現状を正確に捉えた上で、できることから着実にいき、まずは「住んでもいいと思えるまち」へ、さらに「住みたいまち」へと、まちづくりを展開しております。

そのため、若者世代が結婚し、安心して子どもを産み育てることができる環境があること、高齢世代にとっても、自身が健康で快適な生活環境の中で暮らしながら、自らの知識や経験が周囲から必要とされ続け、日々の生活に生きがいを感じられる環境があることが重要な視点とされますので、豊かな自然環境を生かした住環境や医療・福祉、教育、子育て環境等を総合的に整えつつ、持続可能な町民の暮らしを支える行政サービスを提供しております。

しかしながら、本町はもとより峡南地域においても、高齢化や人口の低密度化等による行政コストの増大等、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではありません。各市町村の資源を有効に活用する観点から、地方公共団体間の連携により提供することをこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要があります。そのため、ごみ処理施設につきましては、現在「峡北、中巨摩、峡南」の3ブロック、5市6町で形成される山梨県西部広域環境組合において、新規ごみ処理施設の建設が進められております。また、このほかにも消防や医療体制などの広域化も検討されており、将来の人口に対して過剰な社会基盤の投資を抑制していくことも、本町の人口減少の進行を踏まえ、行政サービスの持続可能な提供を行うためには、自らの業務の見直しだけでなく、さらなる地域間の連携も模索しております。

また、地方公共団体の事務の複雑・多様化や行革の進展により、地方公共団体の行政サービスの提供体制が変化していることもあり、ICTの活用等、社会経済の変化を踏まえた対応も求められております。本町におきましても、厳しい財政状況下においても引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するため、行政のDX化を積極的に推進してまいります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

住民サービスについて詳しい説明でよく理解できました。ただいま答弁にありました町単独では維持できない行政サービス、説明がありました西部広域環境組合、または地域医療、消防、福祉等は、地域差がなく住民が質の高いサービスを受けられるよう、各自治体等とさらなる協議を進めていただきたいと思います。

また、最後のほうにDXの回答がありましたが、私の次の質問にありますので、ここでは質問いたしません。

再質問ですが、住民の皆さまは、さまざまな問題や質問を持って各課の窓口に来ます。そこで職員が適切な対応をし、住民が納得していただくには、職員の質の高いサービスが必要と考えます。職員の質の向上、スキルアップをどのように図っていくのか。また、行政サービスの満足度を上げるには何が必要だと考えるのか伺います。

○議長（望月光彦君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

それでは、芦澤議員の再質問についてお答えいたします。

職員のスキルアップをどのように図っていくのかというご質問ですが、町の将来を担うにふさわしい職員を育成するため、職員に対し半強制的ではありますが、研修の機会を与えております。

少子高齢化の進展や人口減少、厳しい財政状況、住民のニーズや価値観の多様化等の社会経済環境の構造的変化に対応していくため、高度な専門的知識を備え、住民福祉の向上と地域の振興等を目指すため、県の市町村職員研修所による研修を最低でも年1回、1人1研修の受講義務を定めており、積極的に活用しております。

庁舎内でも一昨年度より業務研修としまして、各課職員が講師となり、職員が役場の業務を幅広く理解するための研修にも取り組んでおります。

また、人事評価制度も評価基準が明確化となり、自己の能力レベルを知ることでモチベーションアップにもつながり、能力開発に役立てることが出来ます。能力開発では、与えられた職務を遂行する力、新しい考えを生み出す力、自発性を発揮する力を身につけることを基本としており、職員のスキルアップを促す重要なアイテムとなっております。

このほか、職員のスキルアップをバックアップするための適材適所への人事配置も、組織として最大の効果を得ることが出来ますので有効だと思います。

職種や職場ごとに求められるスキルは異なりますので、配置を変えただけで、今までとは違ったスキルを会得できる可能性が生まれますので、若手職員を中心に、積極的な人事異動をこれからも続けていきます。

次に、サービスの満足度を上げるには何が必要だと考えるかのご質問ですが、行政サービスに対する満足度は、そのサービスの受け手の状況により違いがあるものと考えております。

性別、年齢、職業などの違いでも、満足度は受け手側の評価により大きく変わります。しかしながら、サービスの受け手である住民の満足度を把握することは、提供者である町にとって重要なことであります。

先ほどの答弁の中で、まずは住んでもいいと思える町、さらに住みたい町へと町づくりを展開していると申し上げました。今、本町の町民は、自分の地域を愛し、誇りを持つようになってきています。それは、地域はそれぞれ多様であり都市にはない価値があるのではないかとということが、少しずつ認識された結果であろうと思います。

少子化が進む本町のような小規模自治体は、地域の課題を私たち職員がキャッチしやすい環境にあります。これは小規模であることの強みにほかなりません。町としましては今後も地区の暮らしに目を配りながら、町民の暮らしやすさを高める取り組みを行い、都市にはない価値をさらに高めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

総務課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

再質問はありません。

ただいま、私の質問に対して適切な答えをいただきました。とにかく職員のスキルアップを図る方法と、住民の満足度は人と人との対応です。いかに住民の方に伝えるか、これは職員の力にかかっていると思います。ぜひともそれを進めていただきたいと思います。

本町において、引き続き質の高い住民サービスの提供をお願いします。

先ほど言いました、住んでいいと思える町から住みたい町へ。このスローガンに向かってぜひとも進んでいただきたい。それには質の高い住民サービスが必要だと考えます。また、質の高いサービスを提供するには、職員の力にかかっていると思います。職員のスキルアップを含め、住民サービスのさらなる向上をお願いします。

最後に、町長をはじめとして管理職の皆さまの職員へのフォローアップ、これもお願いして私の最初の質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

これで1 番目の質問を終了いたします。

次に、2 番目の質問を求めます。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、2 つ目の質問をさせていただきます。

2 つ目の質問は、これからのデジタルトランスフォーメーション、略してDX の取り組みについてです。

2021 年に国や地方行政のIT 化やDX、デジタルトランスフォーメーションの推進を目的に、IT 分野の担当としてデジタル庁が誕生しました。また、山梨県では、令和4 年にDX 推進室が発足し、デジタル化は、社会の中で大きな波になりつつあります。そしてDX は、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革させています。

南部町でも、昨年4 月に、総務課DX 推進担当として1 名の職員が配置され、チャレンジデーの集計には例年手間取っていましたが、スマホ等を利用し集計を簡素化しました。これもDX がなせる技です。

また、DX を活用しペーパーレス化を進めており、地方税に関する申告や届け出等の各種手続きを、インターネットを利用して電子的に行うエルタックスや、今まで金融機関の窓口だけだった口座振替に関する申請を、キャッシュカードを利用して役場の窓口でも電子的に行えるようにしたペイジー等のサービスを進めています。

現在、DX 推進担当は、80 件近くの業務を行っていると聞きます。そして、これからも業務は増えるものと思います。今後のDX への取り組みについて、また、来春から旧万沢小学校で集学校を開校するリングロー株式会社との関わり方についてもお伺いします。

○議長（望月光彦君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

それでは、芦澤議員のご質問にお答えいたします。

D Xとは、デジタル技術によって企業のビジネスや地域住民の生活を発展させるための変革を行うことを指します。現代社会では幅広い地域・業界でデジタル技術の活用が求められており、さらなる社会貢献や競争力の維持・強化のためにもD X推進は欠かせません。国でも自治体がデジタル社会の実現を成功に導くための施策としまして、「自治体D X推進計画」を公表し、D Xを進めるにあたり抱えている課題などをサポートしております。国がよりD X化を後押しするようになった背景には少子高齢化が上げられます。少子高齢化により地方の行政が立ち行かなくなることを懸念したからだそうです。

私たち行政・自治体にとってのD Xとは、デジタル技術やデータの活用によって職員の業務の効率化を図り、住民の利便性をより向上させるための取り組みのことです。先ほどの質疑の際の答弁でも述べましたが、本町の人口は一貫して減少傾向にあります。そのため、芦澤議員が述べられたとおり、昨年度よりD X推進担当を配置いたしました。自治体が本格的にD Xを導入するためには、高額な費用や時間がかかるため、現時点の体制でできることを優先し、住民の利便性を向上させるための取り組みを行っております。

今後も、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等による手続の簡素化等、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により、業務の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上に繋げていく取り組みができるよう、組織体制の整備も含めて進めていきたいと思っております。

次に、来春から旧万沢小学校で開校する「一般社団法人おかえり集学校」との関わり方ですが、行政手続のオンライン化が進めば、当然のことパソコンやスマホでの申請手続き等の操作が必要となってきます。端末の操作に不慣れな方にとっては「不便」だとか、「煩わしい」と思われがちですが、自宅や会社等でも事が足りてしまう便利なツールとなります。端末の操作等は、I T関連企業であるリングロー株式会社にとって専門分野でありますので、今後、協議を進め、行政と一体となって事業展開ができればと思います。

以上です。

○議長（望月光彦君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

行政サービスの向上にはD Xが必要なことがよく分かりました。また、デジタル化を進め、人にしかできないことを充実させることがD Xの推進になると考えます。

再質問ですが、答弁で組織体制の整備とありますが、どのような組織をつくるのか。また、その人材等は内部なのか外部から招くのか、併せて伺います。

○議長（望月光彦君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ここからは、政策的なものがありますから、私のほうから答えさせていただきます。

まず、来春4月よりDX課を新設いたします。このDX課新設の契機となったのは、ちょうど2022年1月13日、千葉市にある市町村アカデミーで行われた総務省事務次官による講演でありました。そのとき山梨県からは、私と市川三郷の遠藤町長の2人だけでしたが、その時の話の中で、これから本格的DX化の時代を迎える。この流れを全国市町村に波及させるというものでした。

早速、他市町村に先駆けて対応しなければと思いを新たにしましたが、しかしそう簡単に人材は見つかりませんでした。そのとき、運良く峡南広域の職員で、町の業務に関わっていたこの分野のスペシャリストが、本町を大変気に入っているとのことでしたので、先ほど話しましたように、昨年4月より総務課付で採用をいたしました。

DX課の役割としましては、まず内部の基礎を固めることが重要となります。組織内のデジタル化に向けた意識改革や、スキル向上を促進するための体制づくりの整備を行い、基礎を固めることから始まります。また、他の部署との連携の促進を図り、組織全体の取り組みを積極的に推進し、変革を実行する役割を担います。

業務過程の効率化や情報処理の迅速化を進めることで、行く行くは地域サービスの向上や住民への効果的な対応へと結びつくよう、より進んだ展開を図っていきたいと考えております。

このような戦略を立てることで、DX課の設立から始まるデジタル化の取り組みが組織全体に浸透し、持続的な効果を生み出す仕組みづくりを目指してまいります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

再質問はございません。

今、町長の素晴らしい答弁の中で、DX推進ということがすごく伝わってまいりました。ただ、DXはすぐには結果が出ず、何年かかると思います。判断は難しいと思いますし、できるもの、できないものがあると思いますが、町の住民のサービス向上のために大いに推進していただきたいと思います。

それには、先ほどの質問にもありましたけれども、職員の育成、または研修等が必要になると思います。ぜひともそちらのほうも職員の力を活用して、DXをさらに進めていただきたいと思います。

スマートフォンを使用すれば、住民サービスが十分に受けられる。スマホ等の教室をリングロー(株)との協力を得て、高齢者にも使えるよう町でも進めていただきたいと思います。

また、われわれ議員もタブレットを使用して、議会改革を進めていくべきだと思います。

最後に私もデジタル初心者です。これから勉強してデジタル化の波に乗りたいと思います。ぜひとも町もDXを使い、さらなるサービスの向上を推し進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、芦澤潤一郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

3番、望月小五郎議員

○3番議員（望月小五郎君）

私からは、これまで先輩議員が幾度となく質問されて、先ほどまた田中監査役からも指摘がありました、耕作放棄地についてお聞きしたいと思います。

私自身も耕作放棄地を所有していますので、非常に申し訳ない気持ちでいっぱいですが、住環境を守り町を発展させていくためには、どうしても克服していかなければならない問題だと、強く思っています。現状、対策などについて質問したいと思います。

担い手不足や高齢化などに起因する耕作放棄地が年々増加しています。農地や生産技術などが受け継がれず農業の弱体化が進み、条件が悪い環境から農地の荒廃が進んでいます。

中山間事業による圃場整備、地権者への働きかけ、農業従事者への支援等、放棄地対策に取り組んでいただいていると思いますが、放棄地が増えつつある現状です。

耕作放棄地対策は、町、地権者、地域住民の皆さんがお互いに協力し合い、知恵を出し合って取り組んでいかなければ成功はないと思っています。

住環境を守り、町に活力を取り戻し、地域を再生させていくためには、耕作放棄地問題は、絶対に克服していかなければならない重要項目です。

耕作放棄地の現状と対策について、町の考えをお伺いします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

望月小五郎議員の耕作放棄地の現状と対策についてのご質問にお答えします。

南部町の耕作放棄地の現状ですが、農業委員会実施の利用状況調査の結果では、全体農地面積は約400ヘクタール、山林化した農地を含みますが、内耕作放棄地は、180ヘクタール、田んぼが80ヘクタール、畑が100ヘクタール、毎年5ヘクタールから10ヘクタール程度、耕作放棄地は増加しております。

毎年8月～9月にかけて農業委員による農地パトロールを行い、新たな耕作放棄地と思われる農地所有者100人から200人にアンケートを行い、今後の用途について確認をしております。

回答の中で「売りたい」「貸したい」希望の農地につきましては、データを蓄積して、あっせん活動に利用しておりますが、なかなか賃貸借や売買契約に至らない状況であります。

現在、町の人口も7千人を切り、毎年自然減、社会減合わせて200人ほど減少し、農業従事者も比例して減少を続けており、耕作放棄地対策が進まない状況であります。

耕作放棄地が発生する一番の原因は、耕作者がいないことによるものですが、本町では農業で生活を維持してきた世帯はごくわずかで、ほとんどが自家消費のための耕作であり、担い手不足、高齢化、土地持ち非農家の増加、傾斜地や湿地など農地の条件が悪いことなど、環境によるものも大きな要因となっております。

耕作放棄地対策は、本町農政の重要課題でありますので、複合的な施策により荒廃の抑制に務めているところであります。

主な施策といたしましては、山梨県農地中間管理機構や町の農業委員会が中心となって、農地の賃貸借や売買契約を推進しております。荒廃農地は、山林化してしまった筆を除いても数千筆あり、町としても一斉に対応することができず、農業委員、近隣住民からの情報提供等を基に所有者および現地を確認し、農業委員会が文書により適正管理をお願いしているところです。令和5年度は、これまで8件の指導を行い、6件で改善が見られました。

このほか、中山間地域直接支払交付金制度、中山間地域総合整備事業、農道水路改良事業、鳥獣被害対策事業など、あらゆる事業を取り入れて耕作放棄地の解消に取り組んでいるところであります。

これらの事業に継続的に取り組みながら、農業委員会からの調査報告を基に耕作放棄地の集約化を図り、秋採りスイートコーンなどの新たな地域特産物の生産拡大や、獣害の影響を受けにくい農産物の研究と併せて、圃場などの基盤整備を実施してまいりたいと考えております。

担い手の確保につきましては、都市部からの新規就農者、シニア世代を含めた新規希望者への農地・住宅の確保や、施設整備や営農支援など、総合的な支援を県や農協と連携しながら取り組み、町内の中心経営体の育成、シニア世代の就農促進も努めてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、町、地権者、地域住民が一体となって、放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、お答えにありましたように、5ヘクタールから10ヘクタール毎年増えている。1ヘクタールは約3千坪ですから1万5千から3万坪規模で耕作放棄地が増えているということは、本当に由々しき事態だと思っています。

耕作放棄地の期間が長くなれば長くなるほど悪化が進み、農地に戻すことが難しくなっていると聞いています。さらには、周囲の農業環境、住環境も悪化させてしまいます。お答えの中の対策に順番をつけて集中的にやっていくことが問題解決につながるのではないかと思います。

再質問は、耕作放棄地を減らしていくにはどうしてもお金がかかると思いますので、耕作放棄地対策に特化した町単独事業を提案させていただきたいと思っています。

回答をいただきました取り組みの中に、耕作放棄地の集約化を図り基盤整備を充実させていくとあります。できる限り耕作放棄地を集約し、圃場を確保し環境整備をした上で、農業に前向きな人たちや企業を募集し、農業振興を進めていくことが大切だと思っています。

そこで、県や国の色々な補助事業はありますが、やはり尾ひれがどうしても付いてしまうので、町単独事業として、これは仮名ですが、「荒廃農地整備事業」を実施し、耕作放棄地増加に歯止めをかけて、農産物生産向上につなげていくことを提案します。

この提案に対してのお答えをお願いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

荒廃農地整備事業を町単独で実施したらどうかという再質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、耕作放棄地を集約、圃場を確保し、環境を整備した上で、都市部からのシニア世代を含めた新規就農者、農業に前向きな人たちや企業を誘致するために圃場整備された農地を確保することは大切だと考えております。

秋採りのスイートコーンなどの新たな地域特産物の生産拡大のための農地、住宅や現在耕作している農地周辺の整備から取り組んでまいりたいと考えております。

そして何よりも重要なことは、作付けを断念してしまったとしても、景観上、町のイメージダウンにつながるような荒廃耕作放棄地を発生させないことで、いつでも農地として活用できるよう保全することが必要であると考えます。

この整備事業には、県農地中間管理機構の補助事業等を活用することで、町単独でも事業が可能なものは検討してまいりたいと考えております。

町といたしましても、県、農協、農業委員会、経営体、地権者、地域の協力を得ながら、放棄地増加に歯止めをかけ、農産物生産向上につなげていけるよう努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありますか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、答弁をいただいたように、秋採りのスイートコーンは町の支援を得ています。まだまだ初期段階ですが、徐々に名を挙げれば越渡地区を中心に特化して、南部町は冬のトウモロコシが採れると県内外に流布できれば、12月は非常に来町者が少ないという道の駅などの声も聞きますので、一助となればよいと思っています。

まだまだ初期段階ですがいろいろな問題も出ています。ただ、町のバックアップがあるので、何とか毎年、1反歩、2反歩、3反歩と増やしていったら、耕作放棄地対策のひとつとなればと思っています。

産業振興課長の回答に、作りやすく鳥獣害の影響を受けにくい作物をやっていききたいという話がありましたが、スイートコーンと並行して、去年からキクイモを企業の方をお願いしてきました。これは日本全国どこでも作っているのですが、何といたっても鳥獣害に強いので、昔、田んぼだったとしても他の作物は作れないようなところでもキクイモを作るとはできると。ただ、収穫などに関していろいろな問題はあるのですが、非常に興味を示してくれた企業がありまして、試作品も出来上がっています。

いずれにしても、町に合った販売できるもの。そして農地を提供することで、町外から週末に農業をやりに来たいというような人々につなげる好循環が出来上がれば、農業というものが町にとって活力になるのではないかと思います。農地を貸すことで、トウモロコシ作ろう

か、キクイモ作ろうかという人が増えてくれば、南部町がすばらしい、住んでいてよかったなと実感できるような、人口対策にも少しはつながるのではないかと考えています。

いろいろ問題はあるのですが、高い山だとは思わないで一つひとつクリアしていった実績につながっていけば、やりがいがあるのかと考えています。

われわれも一生懸命頑張って提案をしていきますので、町のほうもどうか支援をいただいて、地域住民の皆さんと一緒に、町の農業を大切に育てていってもらいたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番、高橋茂広議員の質問を許します。

8番、高橋茂広議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

8番、高橋茂広議員。

○8番議員（高橋茂広君）

それでは、通告書に従いまして、一般質問をいたします。

最初に、旧万沢小学校を活用して関係人口の創出をという質問をさせていただきます。

人口減少・少子高齢化が急速に進む地域において、新たな地方創生の方策として注目を集めているのが「関係人口」という考え方です。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、特定の地域に多様な形で関わる人々を指す言葉です。地域以外の人々が地域づくりの新たな担い手となることが期待できるとともに、移住につながることもあります。

全国的に有名な観光資源がない本町において、交流人口の拡大、関係人口の創出には厳しいものがありますが、このような中で、本町を体験のまち南部町として、都会の子どもと大人に1年を通してさまざまな体験を提供することで、関係人口の創出を図り、また、その中で宿泊施設として、旧万沢小学校を活用することを提案いたします。

旧万沢小学校の活用については、9月議会において、一般社団法人おかえり集学校に5年間の無償貸与が決定し、町民が希望する地域の賑わいの創出が可能となるような、時代を見据えた施設活用事業が始まります。

学校施設の事業計画書を見ると、普通教室は貸貸教室とすることとなっていますが、この中のいくつかの教室を、まずは都会の子どもたちの体験学習の施設として利用してはどうでしょうか。

旧万沢小学校の校舎内部は、ほとんどに木材が使用され、とても落ち着く空間になっていて、窓からは四季折々の富士山を望むことができます。この素晴らしい環境を活用して、関係人口を創出し、町の活性化を推進していくことが必要であると思います。

また、グラウンドではテントを貸し出し、朝は雄大な富士山、夜は満天の星空を堪能する自然豊かな環境で、子どもたちにキャンプを楽しんでもらうことで、記憶に残る新たな体験ができることと思います。

この施策を実施するには、学校の施設活用事業を行うリングロー株式会社をはじめとして、町民の皆さん、NPO、事業所等、すべての関係者のご理解とご協力が必要になります。

まずは、できることから始めてみてはいかがでしょうか。町の考えを伺います。

○議長（望月光彦君）

8番、高橋茂広議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

ご提案をいただきました「体験の町、南部町」を打ち出し、万沢集学校を宿泊施設等で活用する案でございますが、現在、貸付契約を締結いたしました「一般社団法人おかえり集学校」において、各課とのヒアリングを行う中で、ITを活用した町のDX化を図る事業等を模索中であり、まずは貸付事業者の得意分野からの万沢集学校の活用方法にアプローチし、事業展開していくものと、理解しているところであります。

また、先ほど総務課の答弁にもありましたように、万沢集学校と町とが両輪となり、町全体のDX推進の底辺構築や、町民の皆さまのデジタルに対する意識改革を図り、併せてある程度の地域の賑わいを創出することができれば、多様な事業者が一般社団法人おかえり集学校を介して、協力参入することも期待されます。さらに、その事業者による、グラウンド等を利用したキャンプや多種多様な体験型事業も広がりを見せる可能を秘めていると考えております。

しかし、校舎自体を宿泊施設として使用する場合、建築基準法に関わる問題や、改修費、既存宿泊施設等の調整等、解決しなければならない問題が予想されますので、慎重にならざるを得ません。町といたしましても、現時点では貸付事業者にお任せし、計画実施に協力していきたいと考えております。

ただ、ご提案をいただきました体験事業に関しましては、万沢集学校の活用のみならず、他方面からのアプローチも可能と考えておりますので、まずは町内の特殊技能を有し、志を持った方々に新たな農林業法人等の創設を促がし、町としてサポートする中で、多様な体験を目的に訪れる方々の受け皿となっただき、については、関係人口の創出につなげ、それが担い手不足の解消や、定住への一助となることに期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、来年度当初に本格始動を予定しております貸付事業者との連携を密にし、取り込める事業は積極的に実施してまいりますので、町民を主体としたスムーズな官民連携が図れますよう、議員の皆さまのお力添えをお願いいたします。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、高橋茂広議員。

○8番議員（高橋茂広君）

それでは再質問をさせていただきます。

旧万沢小学校の利活用については、答弁にあったように、来年度から貸付事業者と町の連携により町全体のDX化を推進していくことで認識しています。

その上で、あえて関係人口をつくっていく上で必要だと思い提案をさせていただきます。

もちろん、来年度から空き教室等の利活用については見ていかなければなりませんが、私の考えとしては、学校の2階か3階のワンフロアを宿泊施設として、グラウンドはキャンプができる場所として、県外の各小中学校の児童生徒の宿泊型体験学習の場としての利用を、貸付事

業者に提案してみてもどうかということでございます。

問題とする建築基準法関係は、用途変更をしなければならないということと、消防の関係は消防署にちょっと電話して確認したところ、現在の設備で機能していればそんなに大がかりな追加設備をしなくても大丈夫というお話でした。また、改修費については寝るところに畳を敷けばOK。そのくらいのことだと考えています。詳細を詰めたわけではありませんが、大きな懸案事項はないと思います。

実際、閉校した小学校が通用して、このような宿泊型の体験学習を行っている自治体もあります。また、体験授業についても志があれば特殊技能の必要はありません。現在、町内で活動されているNPO法人、各事業者、町民、このあと質問しますけれども地域おこし協力隊、そして町が知恵を出し合って行動を起こせば必ず成功します。

そして何を体験してもらうのか。まず町の日常を年間を通して体験してもらうようにします。

例としては、タケノコ掘り、お茶摘み等はもちろんですけど、ほかの自治体ではやっていないシイタケ菌の打ち込み、これはなぜ思いついたかといいますと、議員さんと雑談する中で、子どもと孫が遊びに来てシイタケ菌の打ち込みをやらせたら面白くてやめられなかったという、そういう話を聞いたものですから、いいのではないかなというふうに考えました。

もう1例は、これは課長も知っていることだと思いますけれども、12月2日、木内議員の息子さんが、サツマイモを掘って干し芋を作るという体験会をやったそうです。SNSで告知して、当日、首都圏から約15組の参加があったという話を聞きました。遠くは沖縄から来られた方もいたということです。

コロナ禍以降、今、田舎に注目が集まっています。このような子どもも大人も楽しめるような体験を探し出して、関係人口の創出を図ってみてはどうでしょうか。

○議長（望月光彦君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは高橋議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども触れさせていただきましたが、町はまず貸付事業者の得意分野であるICTの普及と町民の皆さまの意識改革を中心に進めていただきながら、町全体のDX化に向けた底辺の構築に努めていただくことに期待を寄せているところであります。その上で、議員にご指摘をいただいております多様な事業参入に向けまして、それから教室等の利活用に関する建築基準法等に関する内容につきましても考慮いたしまして、並行して積極的に働きかけをしていきたいと考えておりますが、ただ万沢中学校の校舎自体を宿泊施設として活用する場合は、議員の指摘のとおり、いろいろな問題がございますが、多額の改修費がさらに必要となることが予想されますので、やはり安易に進められないことをご理解いただきたいと思います。

もちろん、その他の事業展開には、地元をはじめとする町民の皆さまと貸付事業者が密に連携をとることができる組織づくりをしなければなりません。

今後、行政も関わりながら組織づくりを進め、貸付事業者のノウハウを十分に生かしていただく中で、多面的な活用に結びつけていければと考えております。

たくさんのご提案をいただきまして、本当にありがとうございました。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

8番、高橋茂広議員。

○8番議員（高橋茂広君）

質問ではありませんが、今答弁をいただきまして、宿泊施設はしようがないというところもあるけれども、追々状況を見ながら、ぜひできるときはやっていただきたいと思います。

体験学習に関して、やはりこれは必要なことだと思います。それをもとにして地域に人が集まってくる、地域を活性化させるためには人が集まることが必要だと考えます。次から次へと人が訪れることによって地域の人が動き出します。地域の人が動くと行動を起こします。行動を起こすことが大事だと考えています。

そのために関係人口を増やしていかなければなりません。今まで経験したことがない体験、それにより関係人口を増やす方法がベストではないかと私は考えています。

この体験は、ふるさと納税にも活用できると考えています。今は商品が多いですが、体験というのが非常に注目されている項目でして、これは真剣に考えていただきたいと思います。

関係人口の創出について、私たちも皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思いますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

これで1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

8番、高橋茂広議員。

○8番議員（高橋茂広君）

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊の活用で町の活性化を。

地域おこし協力隊とは、都市部から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みで、総務省が平成21年度に創設し、今年度で15年目になります。

地域おこし協力隊員は、各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年で、隊員の活動に要する経費に対して隊員1人当たり480万円を上限として財政措置されます。

令和4年度は6,447人の隊員が全国で活動され、受け入れ自治体は1,116団体になり、隊員の約7割が20歳・30歳代で、約4割は女性です。また、任期終了後およそ65%の隊員が同じ地域に定住しています。山梨県内では17市町村で隊員を受け入れていて、近隣では身延町8人、早川町3人、市川三郷町で1人が活動しています。

今、なぜこの制度が注目され、各自治体で隊員の受け入れが盛んに行われているのか、それは、行財政改革等による職員の減少、高齢化や若者の都市部への流出等による、人材不足と担い手不足の影響により、行政課題と地域課題の解決が難しくなってきたことなどの実情が、目に見えて加速してきたこと。また、都市部からの外部人材を受け入れることにより、外とのつながりをもたらし、新たな視点と発想の下で、地域内にある当たり前として扱われているも

のに価値を見いだし、活性化を図ることができること。施策として取り組むための条件が、自治体にとって有利なこと。そして、なにより国からの財政措置と隊員の任期終了後に、定住につながる可能性があるからだと考えられます。

本町においてもさまざまな施策を行っていますが、その取り組みを推進させるため、行政課題と地域課題解決のため、また、地域全体の発展と持続可能な成長、地域住民の生活向上など、多くの良い影響をもたらすことが期待できる、この地域おこし協力隊の制度を活用してみる価値は大いにあると思います。

そこで、この制度を含め、本町での地域おこし協力隊の受け入れに対する考えをお聞きします。

○議長（望月光彦君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

高橋議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

本町において、地域おこし協力隊については、制度創設以来1人の実績もないことはご承知のことと思います。また、この制度の内容、意義、地域における影響、成果等は、ただいま議員よりご指摘をいただいているところではありますが、それでも今まで町として募集をしなかった理由としては、「人材の見極め方」や「町民との関係調整」および「町としての受け入れ体制」などの不安要素が前面に浮き彫りになってしまったからだと考えられます。

ただ、これからの町の活性化を主に考えたとき、消極的にばかりなってもいられないことは十分に理解しているところであります。

現在、協力隊を募集するプログラムには、移住定住促進をはじめ、観光・情報発信、商品開発・販売、農林業、デジタル、教育文化、スポーツ等の項目があり、どの分野においても、地域の固定観念をくつがえす革新的な風が吹きこむ可能性を期待できるものと理解しております。

特に、新たな視点と発想の創出と、そこから繋がる移住定住については、これからの本町にとって有益に影響する可能性を秘めていると考えております。

まずは、本格的な協力隊募集の前段階として2～3日から3カ月程度の短期間でのおためし地域おこし協力隊や、地域おこし協力隊インターン等として募集し、希望があった場合には、町のお試し住宅制度を利用するなどして、積極的に町の活動に参加していただき、その後、本来の協力隊へと移行していただく形で、活躍の場を見極めていただくことも、一つの方法と考えております。

そのためには、各課への聞き取りにより、必要とされる分野やプログラムの選定と、人材を明確にし、町民の皆さまとの連携を密に図りながら、町としての受け皿確保をしていく必要があると考えております。

今後、全国の自治体における事例や問題点を再確認して、事業導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

8番、高橋茂広議員。

○8番議員（高橋茂広君）

地域おこし協力隊を受け入れる必要性を十分に認識し、とても前向きな答弁をいただきましたので、再質問はいたしません、少しだけ質問をした背景を話させていただきます。

私がこの質問をした理由の一つに、前段で質問した体験のまちづくりに向けた新たな視点と発想で地域資源に価値を見だし、町民と連携して活動してくれる人材を地域おこし協力隊に求めたいと思ったからです。

また、これをやることにより、先ほども一般質問がありましたけれども、耕作放棄地の解消などいろいろな良い手を生むと考えています。

地域おこし協力隊の制度は、上手に活用すると、町の活性化、持続可能なまちづくりにとても効果的です。反面、募集に際してのミスマッチ等の問題がありますが、これは先ほど課長が答弁したように、お試し地域おこし協力隊や、地域おこし協力隊インターン、これらの制度の活用や、また全国の自治体の成功事例等を参考にして、早急に取り組みを進めていただきたいと思います。

そして、最後に一言付け加えると、今日の2つの質問の内容はあくまで手段であって、目的はやはり移住定住です。ここをご理解いただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

こういう地域おこし協力隊、県内でもいくつかやっていますが、なかなか成功事例がないですね、本当です。だからあえて積極的にいかなかったのですが、現在はネット社会ですから、本町に興味を示した人たちは間違いなくアプローチがあるはず。そのいい例がリングローで、向こうから興味を示してやってきました。それから、来年の4月から女性陣が新たな事業を展開します。

地域おこし協力隊というのは、それなりの覚悟を持った人でないとなかなか成功しません。ただし、われわれとすれば、そういう方がいれば積極的に受け入れて、それなりの支援をする。それは思っていますから、ぜひそういう方がありましたらご紹介いただければと思います。

以上です。

○議長（望月光彦君）

以上で、高橋茂広議員の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時30分です。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時30分

○議長（望月光彦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（望月光彦君）

- 日程第6 議案第93号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第7 議案第94号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第95号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第96号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第97号 工事請負契約の締結について
日程第11 議案第98号 南部町インフォメーションセンター「道の駅・とみざわ」の指定管理者の指定について
日程第12 議案第99号 南部町交流促進施設「なんぶの湯」の指定管理者の指定について
日程第13 議案第100号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について
日程第14 議案第101号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）
日程第15 議案第102号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第103号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第104号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第18 議案第105号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第19 議案第106号 令和5年度南部町後期高齢医療特別会計補正予算（第4号）

以上、日程第6 議案第93号から日程第19 議案第106号までの14件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例議会にご提案させていただきました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、条例の制定1件、一部改正が3件、契約の締結が1件、指定管理者の指定が3件、補正予算が6件の合計14件であります。

はじめに、議案集1ページ、議案第93号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。令和6年4月1日から簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、本条例の関係条例の廃止および一部改正をする必要が生じたためであります。

次に、議案集7ページ、議案第94号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が、新型インフルエンザ等緊急措置等から、特定新型インフルエンザ等対策へ拡大されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集9ページ、議案第95号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定についてあります。最近の社会情勢の変化に鑑みた身体障害者等に対する自動車税の減免制度の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集11ページ、議案第96号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。来年4月の公営企業会計への移行に合わせ、水道事業の健全な経営基盤の強化の推進と安全な水道水を安定して供給するために、耐震化整備および老朽化の著しい水道施設の更新に必要な財源に充て早急かつ計画的に行う必要があるため、給水料金体系

を見直すこととしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案集１４ページ、議案第９７号 工事請負契約の締結についてであります。分庁舎立体駐車場等整備工事につきまして、入札により契約相手の選定が整いましたことから、契約の締結を議会に諮るものであります。

次に、議案集１５ページ、議案第９８号 南部町インフォメーションセンター「道の駅とみざわ」、１７ページ、議案第９９号 南部町交流促進施設「なんぶの湯」、１９ページ、議案第１００号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定についてであります。３施設の管理運営を行わせる指定管理候補者が決定し協議が整ったことから、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第１０１号から第１０６号は、一般会計および特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第１０１号 令和５年度南部町一般会計補正予算（第７号）であります。歳入歳出それぞれ５，３０７万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を５７億５，３２３万１千円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、旧万沢小学校の火災報知設備と非常用照明設備の改修および設置費、戸籍法改正に伴うシステム改修費、町道および農業施設改良事業費、広域保育業務委託料などを計上しました。

歳入では、国庫および県支出金、寄附金、町債、繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

次に、特別会計であります。議案第１０２号 簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、繰入金と繰越金を財源として各水道施設の修繕費と公債費に１，４８４万９千円を補正するものです。

次に、議案第１０３号 指定居宅サービス特別会計補正予算（第４号）は、居宅介護サービス収入と介護給付費を財源として、デイサービス事業に６６万３千円を補正するものです。

次に、議案第１０４号 国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の事業勘定は、国庫補助金、繰入金と、繰越金を財源として出産育児一時金など１０５万５千円を補正いたします。

次に、議案第１０５号 介護保険特別会計補正予算（第５号）は、国庫補助金と繰入金を財源として介護管理システム改修費に２６５万１千円を補正いたします。

最後に、議案第１０６号 後期高齢者医療特別会計補正予算は、一般会計からの繰入金を財源として、広域連合への負担金５０２万７千円を補正いたします。

以上が、本定例会に提案させていただきました議案の説明ですが、詳細な内容につきましては、この後、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月光彦君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、日程第６ 議案第９３号および日程第９議案第９６号について、遠藤水道環境課長。
遠藤水道課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第 7 議案第 9 4 号について、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程 8 議案第 9 5 号について、仲亀税務課長。

○税務課長（仲亀哲也君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第 1 0 議案第 9 7 号から、日程第 1 9 議案第 1 0 6 号について、遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日、1 3 日水曜日には、本会議 2 日目の現地視察を行います。

午前 9 時 1 5 分開議となりますので、議員の皆さまは午前 9 時までに控室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 2 時 2 0 分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年12月12日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

小 泉 昇 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 5 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 3 日

令和5年南部町議会第4回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和5年12月13日
午前9時15分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 芦澤潤一郎	3番 望月小五郎
4番 塩津 悟	5番 望月郁夫
6番 木内秀樹	7番 遠藤高芳
8番 高橋茂広	9番 遠藤光宣
10番 仲亀佳定	11番 小泉昇一
12番 望月光彦	

3. 欠席議員（1名）

2番 望月 憲之

4. 会議録署名議員

1番 芦澤潤一郎	3番 望月小五郎
----------	----------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（1名）

建設課課長補佐 遠藤 岳英

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺 正樹

開議 午前 9時00分

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年南部町議会第4回定例会、2日目の会議を開きます。

本日、2番 望月憲之議員より、会議規則第2条第1項の規定により欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、令和5年南部町議会第4回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 芦澤潤一郎議員および3番 望月小五郎議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（望月光彦君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、15日金曜日、午前9時30分より3日目の会議を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 1時00分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年12月13日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

芦 澤 潤 一 郎

会議録署名議員

望 月 小 五 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 5 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 5 日

令和5年第4回南部町議会定例会（第3日目）

令和5年12月15日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第93号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第94号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第95号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第96号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第97号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第98号 南部町インフォメーションセンター「道の駅・とみざわ」の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第99号 南部町交流促進施設「なんぶの湯」の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第100号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第101号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第102号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第103号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第104号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第105号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第106号 令和5年度南部町後期高齢医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第107号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第108号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第109号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第19 議案第110号 令和5年度簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 発委第2号 南部町議会基本条例の制定について
- 日程第21 議員派遣の件について
- 日程第22 閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	芦澤潤一郎	3番	望月小五郎
4番	塩津悟	5番	望月郁夫
6番	木内秀樹	7番	遠藤高芳
8番	高橋茂広	9番	遠藤光宣
10番	仲亀佳定	11番	小泉昇一
12番	望月光彦		

3. 欠席議員（1名）

2番 望月憲之

4. 会議録署名議員

4番 塩津悟 5番 望月郁夫

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	入月一巳
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	渡辺幸博	総務課長	渡辺雄治
企画課長	杉山一陽	財政課長	遠藤一明
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長	近藤利成
住民課長	若林安彦	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課課長補佐	遠藤岳英	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	望月裕司	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、一昨日の現地視察、大変ご苦労さまでございました。

町道中田一の出線道路改良工事、町道奥山線法面補強工事については、おおむね順調な進捗状況であることが確認できました。

また、株式会社富士グリーンホテルが指定管理する山水徳間の里では、企業努力により集客が図られ、町の観光施設としての町外への宣伝効果が確認できました。今後も、ますます賑わいが創出されることを願います。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願い申し上げるとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げまして、3日目のあいさつといたします。

本日、2番、望月憲之議員より、会議規則第2条第1項の規定により欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和5年南部町議会第4回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 塩津悟議員および5番 望月郁夫議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、日程第2 議案第93号から日程第15 議案第106号まで、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

日程第2 議案第93号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

管路の現在の耐震化率と、年にどのくらい上がっているのか、それをお聞きします。

○議長（望月光彦君）

水道環境課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

2年ほど前に、耐震化の管路について5%というお話をしましたが、現在は9%ほどになります。ただ、準耐震化ということで震度7までおそらく対応できるだろうという管路を含めま

すと、25%ぐらいまでには上がってきているところでございます。

布設替で耐震化の管路に替えていきますが大きな額ですので、予算の都合上その程度しか上がってこないというところでありますが、順次計画しながら耐震化を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

ここで質問することかどうか分かりませんが、簡易水道事業において、なぜ地方公営企業法の財務規定が適用されるかという目的というのはどういったものですか。例えば透明性を高めることや予算の確保ということはあると思いますが、聞かせていただけますか。

○議長（望月光彦君）

水道環境課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

これは、総務大臣通知によりまして、3万人未満の市町村における簡易水道に対して、料金収入の減少等により経営環境が厳しい中、経営状況と財政マネジメントの向上に取り組むことを求め、義務づけられているところでございます。この財務規定になりましてのメリットは、複式簿記の採用によって経営成績や財務状況、資産状況などを明確化できるということと、資産状況を正確に把握することで将来を見据えた更新事業が予測可能になり、持続的な簡易水道事業の経営が可能になること。3つ目として、損益計算書、貸借対照表の財務諸表を作成することによって、町民または議会などにも経営状況を分かりやすく公開するということが挙げられます。

しかし、まだ私どもも不慣れなところがありまして、作成資料等も完成していないので、完成しましたらまたご説明できるかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第2 議案第93号の質疑を終結いたします。

次に、議案集7ページをお開きください。

日程第3 議案第94号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第94号の質疑を終結いたします。

次に、議案集9ページをお開きください。

日程第4 議案第95号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 議案第95号の質疑を終結いたします。

次に、議案集11ページをお開きください。

日程第5 議案第96号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、
質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

やはり町民の皆さんの一番の関心ごとは、どれだけ使用料が上がるかということなので、ある人と話をしましたら、平均使用世帯の月額がどのくらい上がるのかということでした。我々には一度説明をいただきましたが、改めてお話いただければと思います。

○議長（望月光彦君）

水道環境課長。

○水道環境課長（遠藤成君）

それでは、望月議員のご質問にお答えいたします。

10立方メートルまでの口径ごとの基本料金と、区分ごとの超過料金、メーター使用量に消費税を掛けたものになります。

南部町では、使用給水量全般で3,255カ所あります。そのうちの最も小さい口径の13ミリが2,975カ所、全体の92%を占めております。この13ミリがほぼ平均的な口径になるかと思うので、現行と改正点についてご説明をさせていただきます。

1カ所あたり水道料10立方メートル以下、これはほとんど使わないか、もしくは一人暮らしのお宅になろうかと思います。基本料金とメーター使用量に消費税を加えた額が、1カ月あたり836円から990円になりまして154円上がります。ただ、水道使用料は2カ月ごとの請求になりますので、お手元に届く請求書は、現行1,670円が、改正案では1,980円になり、2カ月合計で310円増えることとなります。この改定後の額は、山梨県の近隣4町村で2番目に低い額です。

また、南部町の92%を占める13ミリの口径の平均値は、44立方メートルになります。この平均値で計算いたしますと、4,310円が4,884円になりまして、574円の増加となります。こちらが一般家庭の平均的な値上げというようになるところになろうかと思います。

この条件で、山梨県の近隣4町村と比較した場合では、南部町が一番低額です。併せましてこの案での増収分は約1,400万円を見込んでおります。合計しますと1億2,800万円で、全体の収益を約12%上げるものになろうかと思います。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第96号の質疑を終結いたします。

次に、議案集14ページをお開きください。

日程第6 議案第97号 工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第97号の質疑を終結いたします。

続いて、議案集15ページをご覧ください。

日程第7 議案第98号 南部町インフォメーションセンター「道の駅・とみざわ」の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第98号の質疑を終結いたします。

次に、議案集17ページをお開きください。

日程第8 議案第99号 南部町交流促進施設「なんぶの湯」の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第99号の質疑を終結いたします。

次に、議案集19ページをお開きください。

日程第9 議案第100号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第100号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第10 議案第101号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第7号)について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入、11ページと12ページについて、質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員(芦澤潤一郎君)

11ページの民生費国庫負担金に、障害福祉サービス等負担金750万円の減額とありますが、きさらぎ南部の関係だと思いますがその詳しい説明と、きさらぎ南部にいた人はどういうふうになったのか、そのへんを教えていただければと思います。

○議長(望月光彦君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(近藤利也君)

それでは、芦澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

15款の国庫支出金の障害福祉サービス費負担金の750万円の減額および16款の県支出金の障害福祉サービス費等負担金の375万円の減額になりますが、歳出における障害福祉サービス費が、当初予算の算定時に比べ年額で1,500万円程度下回る見込みとなりましたので、国庫分の2分の1、それから県分の4分の1に相当する額を、それぞれ減額をさせていただくものです。主な理由といたしましては、施設入所者の減と、それから町内にありました就労継続支援事業所きさらぎ南部が、令和4年度末をもって撤退をしたことが要因と考えられます。

きさらぎ南部の撤退の理由につきましては、利用者の指導、それから見守りを行っていただける支援員の人材不足というようなことを聞きました。また、きさらぎ南部には町内から7名が利用をしておりましたが、撤退後は町外の事業所へ移られた方が2名、それから南部町地域活動支援センターあじさい工房へ移られた方が2名、環境の変化などから新たな事業所の利用に至っていない在宅の方が3名となっております。

福祉保健課といたしましても、この在宅の3名につきましては、引き続き新たな事業所への利用に結びつけられるよう支援をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

あじさい工房に、きさらぎ南部から2名移ったということでしたけれども、受け入れの体制というのは、2名増えても大丈夫ということで理解してもいいですか。

○議長（望月光彦君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月議員のご質問にお答えします。

南部の地域活動支援センターあじさい工房の定員が20名となっております。2人の方がそこへ行ったとしても、現在、十分に対応しきれだけの人員となっております

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

15ページから19ページについて、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第101号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第11 議案第102号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第102号の質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第103号 指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）、23ページと27ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第103号の質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第104号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、事業勘定41ページと45ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第104号の質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第105号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、55ページと59ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第105号の質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第106号 令和5年度南部町後期高齢医療特別会計補正予算（第4号）について、69ページと73ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第106号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、日程第2 議案第93号から日程第5 議案第96号までの条例の制定および一部改正についての4件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第2 議案第93号から日程第5 議案第96号までの討論を終結いたします。

次に、日程第6 議案第97号の工事請負契約の締結について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第97号の討論を終結いたします。

次に、日程第7 議案第98号から日程第9 議案第100号までの指定管理者の指定3件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第98号から日程第9 議案第100号までの討論を終結いたします。

次に、日程第10 議案第101号から日程第15 議案第106号までの補正予算6件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第101号から日程第15 議案第106号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

はじめに、日程第2 議案第93号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてについて、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 議案第93号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第94号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第94号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第95号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第95号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第96号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第96号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第97号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第97号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第98号 南部町インフォメーションセンター「道の駅・とみざわ」の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第98号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第99号 南部町交流促進施設「なんぶの湯」の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第99号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第100号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第100号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第101号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第101号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１１ 議案第１０２号 令和５年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１１ 議案第１０２号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１２ 議案第１０３号 令和５年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１２ 議案第１０３号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１３ 議案第１０４号 令和５年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１３ 議案第１０４号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１４ 議案第１０５号 令和５年度南部町介護保険特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１４ 議案第１０５号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１５ 議案第１０６号 令和５年度南部町後期高齢医療特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１５ 議案第１０６号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第１６ 議案第１０７号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１７ 議案第１０８号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８ 議案第１０９号 令和５年度南部町一般会計補正予算（第８号）

日程第１９ 議案第１１０号 令和５年度簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）

以上、日程第１６ 議案第１０７号から日程第１９ 議案第１１０号までの４件について、会議規則第３７条の規定により一括して議題とし、提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

はじめに、町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは追加議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

追加議案集の１ページ、議案第１０７号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康

保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う地方税法、および地方税法施行令の一部改正により、出産予定または出産した被保険者に係る国民健康保険税の減額措置を実施することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案集５ページ、議案第１０８号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料を徴収する事項等について、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案第１０９号 令和５年度南部町一般会計補正予算であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、その内容が緊急性の高いものであるため、追加提案させていただくもので、歳入予算の総額にそれぞれ１億３，６０２万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を５８億８，９２５万３千円とするものであります。

次に、特別会計であります。議案第１１０号 令和５年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の繰入金と繰越金を財源として、水道料の無料化を実施するに当たり、委託料に１０万８千円を補正するものです。

提案理由の説明は以上であります。詳細につきましては、この後、担当課長から説明させていただきますのでご審議をいただき議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（望月光彦君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、日程第１６ 議案第１０７号について、仲亀税務課長。

○税務課長（仲亀哲也君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第１８ 議案第１０９号および日程第１９ 議案第１１０号について、遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

以上で、担当課長補佐の補足説明を終わります。

次に、質疑を行います。

追加議案集の１ページをお開きください。

日程第１６ 議案第１０７号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１６ 議案第１０７号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集５ページをお開きください。

日程第１７ 議案第１０８号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１７ 議案第１０８号についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計予算書補正予算（第８号）をご用意ください。

日程第１８ 議案第１０９号 令和５年度南部町一般会計補正予算（第８号）について、質疑を行います。

質疑は事項別明細書により行います。

７ページおよび１１ページと１２ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１８ 議案第１０９号についての質疑を終結いたします。

次に、特別会計予算書、簡易水道事業補正予算（第５号）をご用意ください。

日程第１９ 議案第１１０号 令和５年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について、質疑を行います。

質疑は事項別明細書により行います。

９ページと１３ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１９ 議案第１１０号についての質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

はじめに、日程第１６ 議案第１０７号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第１６ 議案第１０７号についての討論を終結いたします。

次に、日程第１７ 議案第１０８号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第１７ 議案第１０８号についての討論を終結いたします。

次に、日程第１８ 議案第１０９号、令和５年度南部町一般会計補正予算（第８号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第１８ 議案第１０９号についての討論を終結いたします。

次に、日程第１９ 議案第１１０号 令和５年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第19 議案第110号についての討論を終結いたします。

これより採決を行います。

はじめに日程第16 議案第107号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第16 議案第107号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第17 議案第108号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第17 議案第108号については原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第18 議案第109号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第18 議案第109号については原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第110号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第19 議案第110号については原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第20 発委第2号 南部町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

はじめに、提出委員会より、提出理由の説明を求めます。

南部町議会改革特別委員会、高橋茂広委員長。

○南部町議会改革特別委員会（高橋茂広君）

それでは、発委第2号 南部町議会基本条例の制定について、説明いたします。

委員会提出議案の1ページをご覧ください。

発委第2号 南部町議会基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項および第7項ならびに南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月15日

南部町議会議長 望月光彦殿

提出委員会は、南部町議会改革特別委員会であります。

提出理由は、議会改革に積極的に取り組み、町民に信頼され、存在感のある議会を築くことを目的として、議員の活動および議会運営の規範となる基本的事項を定めるためであります。

条文についてはお手元に配付してありますので、朗読は省略いたします。

地方分権による住民に身近な行政は地方公共団体が担い、自主性を発揮し、地域住民の参画・協働を目指すとする改革において、町民の意思を町政に的確に反映させるため、議会が担う役割はより大きなものとなっています。

本議会では、町民の福祉向上のため、町民に開かれた、信頼され存在感のある議会を目指し、議会改革を進めるため、令和3年4月の臨時会において議会改革特別委員会の設置を決定しました。

今回、議会の最高規範として、本条例を制定することで、議会改革への積極的な取り組みを継続的に行っていくとするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（望月光彦君）

提出理由の説明が終わりました。

高橋委員長はその場でお待ち願います。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 発委第2号についての質疑を終結いたします。

高橋委員長、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第20 発委第2号についての討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第20 発委第2号 南部町議会基本条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第20 発委第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第21 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

現在、予定されている議員派遣案件はありませんが、臨時案件が発生した場合、議長の判断において議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時案件発生の場合は、議長の判断において、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第２ 閉会中の継続調査等についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第７５条の規定に基づき、令和６年第１回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元に申し出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

令和５年南部町議会第４回定例会を閉会いたします。

皆さま、大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

閉会 午前１０時３５分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年12月15日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

塩 津 悟

会議録署名議員

望 月 郁 夫

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹